

JISART 精子又は卵子の提供による生殖医療実施後のフォローアップに関する
ガイドライン

□位置づけ

- ・ JISART フォローアップ部会（以下「部会」とする）は、JISART 理事会（理事会）の下部組織である JISART 非配偶者間生殖医療委員会（委員会）の下部組織として位置づけられる。
- ・ 部会のメンバーについては理事長が委嘱し、その活動については、JISART が責任と権限を持つ。
- ・ 実務担当者については部会が指名し、理事長が任命する。

□目的

- ・ JISART 登録施設で精子・卵子の提供による生殖医療を受けた被提供者夫婦、提供者夫婦、当該治療により生まれてきた子どもたち、及び提供者の子どもたちを含む前記対象者の家族全員が、この治療を受けたことを心から受け入れ、「この治療を受けて良かった」と思えるよう、また、生まれてきた子どもたちが「生まれてきて良かった」と思い、自分の生を誇りをもって享受できるよう、継続的な支援を行うことを目的とする。
- ・ ここで示す支援とは、当該治療で生まれてきた児の発達、家族関係等に関する予後調査とフィードバック及び出産後の育児にかかわる心理社会的問題への対処、出生児との健全な親子・家族関係の形成、出生児等への真実告知、出生児の出自を知る権利の行使等の問題に対する支援を指す。

□運営方針

1.支援（活動）内容

- [1-1] 精子又は卵子の提供による生殖医療により生まれた児、被提供者・提供者家族を対象として次の活動を行う。

・ 予後調査による支援

- ☆精子・卵子の提供による生殖医療により生まれた児が出生してから 20 歳になるまで、出生児が調査該当年齢になった時期に、この治療を受けて親になった夫婦に、家族関係、児の発達状態、真実告知の状況などに関する調査票を送付、その後当事者（児本人を含む）の承諾があった場合、面接調査を行い、集計・分析を行う。
- ☆児の身体的、精神的発達等について当事者にフィードバックすることにより、育児への情動的支援を行う。
- ☆提供者と提供者の家族に対しては、被提供者の出産後、調査該当年齢になった時期に、現在の心境、家族関係、真実告知や出生児の出自を知る権利の行使による提供者家族（特

に提供者の子どもたち)への影響等に関する調査票を送付し、集計・分析する。
☆当事者から要望があった場合や調査結果から必要と思われる場合は個別面接調査を実施する。調査結果から調査者が必要と判断した場合は、相談による支援に繋ぐ。特に真実告知が出生児の就学前に全く開始されていないなど、児の福祉の観点から必要と思われる場合は相談による支援を対象者に強く推奨する。

・相談による支援

☆児の発達、医療、親子・家族関係、真実告知、出自を知る権利、法律、制度などにかかわる医療・心理・社会的問題についての相談業務を行う。対象者は、被提供者夫婦及びこの治療により生まれた児、提供者夫婦及びその児、親族などこの治療の関係者全員を含む。

☆相談の窓口は JISART 事務局（事務局）とする。相談者は相談内容を事務局に連絡し、事務局が部会に支援を要請するものとする。要請を受けた部会は相談内容を検討し、適切な支援を行う。

尚、相談者が直接施設に支援を要請し、施設において対応できると施設長が判断した場合は、施設のスタッフが支援を行うが、必ず相談内容、対応状況については実施者が事務局を通して部会に報告するものとする。（施設内の実施者は部会が行う実務者研修に参加していること）。施設内で対応が難しいと判断されたものについては、当該施設のスタッフが事務局を通して部会に支援を要請し、それを受けて部会が相談内容を検討し、適切な支援を行う。

☆できるだけ早く、遅くとも就学前に出自を告知しなければならないが、家族（特に両親）に告知に際する困難が存在する場合、積極的に支援を行う。出生児が 15 歳以上になり、出自を知る権利の行使を希望する場合は施設が情報を開示する前に、必ず本部会を通して適切な支援（児へのカウンセリング、提供者へのカウンセリング、児と提供者との関係調整を含めた両者間を仲介するサポート）を行うものとする。また、児が 15 歳以上になり、近親婚にならないための確認を希望する場合についても、施設が情報を開示する前に必ず本部会を通して適切な支援（児へのカウンセリングなど）を行うものとする。

また、出生児の出自を知る権利の行使のため、児が 80 歳に達するまで、被提供者・提供者が転居した場合には必ず連絡することを被提供者・提供者に依頼するとともに、事務局からも必要に応じて随時確認する。

☆相談による支援の実施に当たっては、相談内容と相談者の要望や居住地域などの利便性により、部会が担当者を決定、依頼する。支援はメール、電話、面接などの方法で行う。電話・面接による支援を行う場合は事務局が相談者と支援担当者と連絡を取り、日時、場所の調整を行う。

☆1年に1回程度、部会から相談部門の活動について対象者に広報し、利用を呼びかける。また、当事者の孤立の防止、孤独感の緩和、子育て支援、真実告知、出自を知る権利などに関する相互支援のため、他では語れないこの治療に対する思いを語り、共有し、理

解を深めることができる自助グループ（被提供者夫婦、生まれた児など）の育成を目指す。

[1-2] 上記の活動を遂行するために、（部会の下部組織として）実務担当部門を設ける。
そのために必要な人員は部会が選任し、委員会と理事会の承認を得て任命する。

[1-3] 上記の活動を遂行するために、JISART 事務局が当該活動に必要な情報の管理を行う。

2.組織と担当職務

[2-1] 部会は、JISART 会員施設の医師、臨床心理の専門家、社会福祉の専門家などから構成されるものとする。

部会の実務担当部門として下記のメンバーからなる 2 部門を設ける。なお部会メンバーは全員両部門に所属するものとする。また部会メンバー以外にも重複して所属することは認められる。部会の事務は JISART 事務局において担当する。

【予後調査部門】

予後調査部門は、産婦人科医、臨床心理の専門家、看護師、発達心理学の専門家などから構成されるものとする。必要に応じて小児科医などの専門分野の先生方に協力を依頼する。

【相談部門】

相談部門は、臨床心理の専門家、社会福祉の専門家、各実施施設の医師、各実施施設の心理士、生殖心理カウンセラーなどから構成されるものとする。必要に応じて弁護士、精神科医師などの専門分野の先生方や、アドバイザーとして既存の精子提供人工授精で生まれた子どもたちの会、親の会等、当事者グループの方など、その他の専門家にも協力を仰ぐ。

[2-2] 職務担当は次の通りとする。

- ・ 部会長（部会全体の取りまとめ）
- ・ 広 報（ホームページ・ニューズレター編集など）
- ・ 教 育（研修の企画・運営など）
- ・ 会 計（部会の予算・収支など）

3.運営・報告

[3-1] 必要に応じて会合を開き部会の活動内容、活動状況、今後の課題について協議、決定する。部会は 4 分の 3 以上の出席で成立し、出席委員の過半数で議決されるものとする。また、必要に応じて部門別の会合を開催する。部会の運営に掛かる費用は JISART が負担するものとする。また、予後調査部門の活動、相談部門の活動のうち、相談者が 20 歳未満の場合の費用については、JISART が負担するものとする。

[3-2] 部会、部門別の会合の協議内容については、そのつど理事会に報告する。

[3-3] 倫理委員会から出生後のカウンセリングを依頼されたものに関しては適切な支援を行う。その結果に関しては、事務局を通して倫理委員会に報告書を提出する。
その他、倫理委員会から求められた場合には部会での承認を得た後、予後調査の結果やカウンセリング報告を分析したものなどの情報を提供することができる。

4.教育・研修

[4-1] 相談部門の実務担当者の養成・研鑽のための研修会を年に 2 回程度行う。

[4-2] 実施施設のスタッフ(医師・看護師中心)、予後調査実務担当者の精子又は卵子の提供による生殖医療に対する理解を深めるための研修会を年に 1 回程度行う。

以上